

コアノート

2 強盗罪

75	★ ★ ★	強盗罪（236 I）における「暴行・脅迫」の意義	財物の強取に向けられた相手方の反抗を抑圧する程度の強度の暴行・脅迫 （最狭義の暴行，最判昭 23. 11. 18）
76	★ ★ ★	暴行・脅迫が相手方の反抗を抑圧するに足りる程度のものであるか否かは，いかなる基準で判断すべきか	客観説（判例，通説） 暴行・脅迫自体の客観的性質により，一般人を標準に判断する ※なお，客観的に反抗を抑圧するに足りる程度の暴行・脅迫を加えた以上は，相手方が現実に反抗を抑圧されたかどうかを問わず，実行の着手が認められる
77	★ ★	強盗罪における「強取」の意義	①暴行・脅迫により，②相手方の反抗を抑圧し，③その意思によらずに財物を自己又は第三者の占有に移すこと （＝暴行・脅迫から財物奪取までの間（①～③）に因果関係があることが必要）
78	★ ★ ★	「強取した」といえるためには，被害者が実際に反抗を抑圧された状態で財物の奪取がなされることを要するか（例：客観的には反抗を抑圧する程度の暴行・脅迫が加えられたが，被害者の反抗は抑圧されず，憐憫の情から財物を交付した場合）	必要説（通説） ∵強盗は暴行・脅迫を手段とする財産犯 →暴行・脅迫と財物奪取との間に因果関係がない以上，「強取」とはいえず，未遂にとどまる ※なお，判例（最判昭 24. 2. 8）は，客観的には反抗を抑圧する程度の暴行・脅迫を加えたが，被害者は単に畏怖したにすぎず財物を任意に交付した場合において，強盗既遂罪の成立を認めている（不要説）
79	★ ★ ★	財物の占有を確保した後に被害者を殺害しようとした場合の処理（例：被害者から覚せい剤を取得して占有を確保した後に，覚せい剤の返還や代金の支払いを免れるために被害者を殺害しようとした場合）	最決昭 61. 11. 18「犯人による拳銃発射行為は，被害者を殺害して同人に対する本件覚せい剤の返還ないし買主が支払うべきものとされていたその 代金の支払を免れるという財産上不法の利益を得るためになされたことが明らかであるから，右行為はいわゆる 2 項強盗による強盗殺人未遂に当たる というべきであり……，先行する本件覚せい剤取得行為がそれ自体としては，窃盗罪又は詐欺罪のいずれに当たるにせよ，……本件は，その罪と（2 項）強盗殺人未遂罪のいわゆる包括一罪として重い后者の刑で処断すべき」

80	★ ★ ★	暴行・脅迫を加えて被害者の反抗が抑圧された後の段階で、はじめて財物奪取の意思を生じ、奪取行為に及んだ場合、強盗罪は成立するか	<p>新たな暴行・脅迫がある場合に限り、強盗罪の成立を肯定</p> <p>∴強盗罪は相手方の反抗を抑圧するに足りる暴行・脅迫を手段として、財物を奪取する犯罪</p> <p>→暴行・脅迫は財物奪取に向けられたものでなければならない</p> <p>※ もっとも、反抗抑圧後に財物奪取の意思が生じた場合、その後の暴行・脅迫は「自己の先行行為によって作出した反抗抑圧状態を継続させるに足りる暴行、脅迫があれば十分であり、それ自体反抗抑圧状態を招来するに足りると客観的に認められる程度のものである必要はない（大阪高判平元.3.3）」として、通常強盗の手段より軽度で足りるとしている</p> <p>※ また、被害者が緊縛された状態にあり、実質的には暴行・脅迫が継続していると評価できる場合には、「新たな暴行・脅迫がなくとも、これに乗じて財物を取得すれば、強盗罪が成立する（東京高判平20.3.19）」としている。その理由として、同判例は、「緊縛状態の継続は、それ自体は、厳密には暴行・脅迫に当たらないとしても、逮捕監禁行為には当たりうるものであって、被告人において、この緊縛状態を解消しない限り、違法な自由侵害状態に乗じた財物の取得は、強盗罪に当たる」ことをあげている</p>
81	★	居直り強盗の意義	<p>当初は窃盗の意思であったが、窃盗が既遂になる前に（物色中のみならず実行の着手前の段階も含む）家人に発見されるなどしてその者に対し財物強取に向けられた暴行・脅迫を加えるに至った場合</p> <p>→事後強盗罪でなく、単純な強盗罪である</p> <p>∴238条所定の目的ではなく、財物を奪取する意思で暴行・脅迫を加えているとの点で事後強盗罪（238条）とは区別される</p>

82	★ ★ ★	暴行・脅迫を加えて暗証番号を聞き出すことは、不法に財産上の利益を得たと評価できるか	「財産上の不法の利益」(236Ⅱ)にあたる(東京高判平21.11.16) ∴①キャッシュカードとその暗証番号を併せ持つ者は、あたかも正当な預貯金債権者のごとく、事実上当該預貯金を支配しているといえる → 事実上、ATMを通して当該預貯金口座から預貯金の払戻しを受け得る地位という財産上の利益を得たものと評価できる ②2項強盗の罪が成立するためには、財産上の利益が被害者から行為者にそのまま直接移転することは必ずしも必要ではなく、行為者が利益を被る反面において、被害者が財産的な不利益(損害)を被るという関係があれば足りる ※理由②については、口座の暗証番号に関する情報が被害者と被告人との間で共有されるにすぎず、被害者の利益が移転するわけではないことから問題となる
83	★ ★	2項強盗の成立には被害者の処分行為が必要か	処分行為は不要 (最判昭32.9.13) ∴強盗罪の成立には反抗を抑圧する程度の暴行・脅迫がなされることが必要であり、相手方は任意の処分行為をそもそもなしえない状態になっている ※処分行為は不要としても、利益を得たといえるためには、単に暴行・脅迫により一時的に債権者の追及を免れるというだけでは足りず、債権者による当該債務の追及が事実上不可能もしくは著しく困難な状態になるという現実に財産上の利益を取得したと評価できる事情(=終局的な利益移転と評価できる事情)は必要である
84	★	代金を踏み倒す意思で飲食した後、暴行により代金の支払を免れた場合、何罪が成立するか	飲食物に対する1項詐欺罪と代金債務に対する2項強盗罪が成立し得るが、前者は後者に吸収され、2項強盗罪の包括一罪として処断される
85	★ ★ ★	事後強盗罪の暴行(脅迫)のみに加功した者の罪責	事後強盗罪は真正身分犯 (大阪高判昭62.7.17) →65条1項により、事後強盗罪の共同正犯となる ∴事後強盗罪は、窃盗犯人という身分があってはじめて行為主体となり、犯罪を構成しうる
86	★ ★ ★	事後強盗罪における暴行・脅迫の時期	暴行・脅迫は、窃盗の機会になされることが必要 →原則として、窃盗の機会といえるためには、時間的・場所的に窃盗行為に接着した範囲内で行われたことを要するが、多少の場所的・時間的離隔があっても犯人が現場から引き続き追跡を受けているなど、窃盗の現場の継続的延長があるとみられる状況の下で暴行・脅迫行為がなされたときも、窃盗の機会であると評価できる

87	★ ★ ★	事後強盗罪の既遂・未遂の基準	窃盗行為の既遂・未遂によって、本罪の既遂・未遂も決定される （判例） ∴通常の強盗罪の既遂・未遂の判断基準が財産取得の有無に置かれる以上、これに準ずる事後強盗罪の場合も強盗の場合と同様でなければならない
----	-------------	----------------	---